

2025 年 7 月 17 日

各 位

株式会社北國銀行

北國キャッシュカード規定の改定について

株式会社北國銀行（代表取締役社長：米谷 治彦）は、代理人キャッシュカードの対象範囲拡大に伴い、2025 年 7 月 17 日（木）より下記の通り北國キャッシュカード規定を改定いたします。

改定後の規定については、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

（1）改定となる規定

- ・北國キャッシュカード規定（個人）

（2）改定日

2025 年 7 月 17 日（木）

（3）主な改定内容

次の条項について、代理人キャッシュカードの取扱いを変更します。

北國キャッシュカード規定（個人）／改定前後対照表

※改定箇所赤字記載

改定前	改定後
第 6 条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込） （1）代理人（本人と生計をともにする親族 1 名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届けてください。この場合、当行は 代理人のためのカードを発行します。	第 6 条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込） （1）代理人（ 本人が選任した 1 名に限る ）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、 住所 、暗証を届けてください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

※改定後の規定は[こちら](#)からご確認ください。

以上